

VI 循環器病対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 循環器病対策の進捗状況の把握及び評価等

- この計画については、定期的に進捗状況の把握及び評価を行うとともに、その状況を踏まえ、鹿児島県循環器病対策推進協議会において、循環器病対策の推進のために必要な事項について協議しながら、計画を着実に推進します。
- この計画に基づく施策の推進に当たっては、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルにより、適切なデータに基づいて進捗管理を行うこととします。
その際には、ロジックモデル等のツールの活用を検討します。
- また、循環器病は、合併症・併発症も多く、病態は多岐にわたるため、がんや腎疾患、小児期・若年期から配慮が必要な疾患等に係る対策と重なる部分があることから、これらの疾患等に対する関連施策と連携して取り組むこととします。
- さらに、平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用できる仕組みづくりを推進します。

2 計画の見直し

- 都道府県循環器病対策推進計画は、基本法第11条第4項の規定に基づき、少なくとも6年ごとに検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更するよう努めるものとされていることから、計画期間を令和11年度までとし、見直しを行うこととします。